

内閣府令第 号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「略」

2 「略」

3 法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る人工衛星
- 二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星
- 三 国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星

4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前項第一号の人工衛星 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日
- 二 前項第二号又は第三号の人工衛星 人工衛星の軌道その他の当該人工衛星を特定することができる情報

「5」
「7」
略

(変更の許可の申請等)

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書

改正前

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「3」
「5」
同上

(変更の許可の申請等)

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書

類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。

3 「略」

- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

- 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇三 略」

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の

類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。

3 「同上」

- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

- 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の

<p>許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 略」</p> <p>4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る<u>第二十条第六項</u>の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 略」</p> <p>5 「略」</p> <p>(許可の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、<u>法第三十条第一項</u>の規定に基づき、<u>法第二十条第一項</u>の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る<u>第二十条第六項</u>の許可証の返納を求めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(準備行為)</p> <p>第二条 法附則第二条に規定する許可又は認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、<u>第五条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十三条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十六条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十九条</u>並びに<u>第二十条第一項</u>、<u>第二項</u>及び<u>第五項</u>の規定の例により、その申請を行うことができる。</p>	<p>許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 同上」</p> <p>4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る<u>第二十条第四項</u>の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 同上」</p> <p>5 「同上」</p> <p>(許可の取消しを行う場合の手続)</p> <p>第三十一条 内閣総理大臣は、<u>法第三十条第一項</u>の規定に基づき、<u>法第二十条第一項</u>の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る<u>第二十条第四項</u>の許可証の返納を求めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(準備行為)</p> <p>第二条 法附則第二条に規定する許可又は認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、<u>第五条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十三条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十六条第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第十九条</u>及び<u>第二十条第一項</u>から<u>第三項</u>までの規定の例により、その申請を行うことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

